

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目次

- 告 示**
- 公印を改刻しその使用を開始する件 四三
 - 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可の申請があつた件 四三
 - 保安林の指定をする予定である旨通知があつた件 四三
 - 保安林の指定を解除する件 四三
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があつた件 四三
 - 土地収用法により収用又は使用の手続を開始した件 四三
 - 道路の供用を開始する件 四三
- 公 告**
- 採石業務管理者試験を実施する件 四三
 - 県営土地改良事業の工事が完了した件 四三
- 福 島 県 人 事 委 員 会**
- 福島県人事委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則 四三

告 示

福島県告示第五百三十六号
 公印を次のように改刻し、平成二十九年八月二日その使用を開始する。
 平成二十九年八月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

職印

22の4	番号
福島県出納員印（福島県南会津地方振興局支払用）	公印の名称
	印影
福島県南会津地方振興局の出納員	公印管理者

（文書法務課）

福島県告示第五百三十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があつた。当該農用地利用配分計画は、福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課で平成二十九年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地		認可申請年月日
氏名又は名称	住所又は所在地	土地		
秋山 喜毅	会津若松市北会津町本田一〇〇―二	会津若松市北会津町麻生新田字新田北二二―一ほか十一筆		平成二十九年七月一四日
石井 伸一	会津若松市門田町大字一ノ堰字村西四七	会津若松市門田町一ノ堰六九―Aほか一筆		同 日
石井 良一	会津若松市門田町大字一ノ堰字村東二二	会津若松市門田町一ノ堰四九―Aほか一筆		同 日
鶴川 盛登	会津若松市門田町大字一ノ堰字村西九八	会津若松市門田町一ノ堰羽黒五一ほか四筆		同 日

村上 信一	郡山市三穂田町鍋山 字人形山三一	郡山市三穂田町鍋山字鳴 神二二ほか二筆	同	日
大島 正喜	郡山市三穂田町鍋山 字清水尻一一	郡山市三穂田町鍋山字仲 田七	同	日
大山 晃正	郡山市喜久田町堀之 内字堀内一二	郡山市一時利用地堀之内 二一ほか六筆	同	日
菅野 義一	郡山市喜久田町堀之 内字堀内二九	郡山市一時利用地堀之内 三七一Bほか四筆	同	日
高橋 基	郡山市喜久田町堀之 内字堀内一六八一二	郡山市一時利用地堀之内 五九一Bほか九筆	同	日
瀧田 俊夫	郡山市喜久田町堀之 内字堀内二	郡山市一時利用地堀之内 一一ほか五筆	同	日
藤橋 初夫	郡山市喜久田町堀之 内字外左エ門段五五	郡山市一時利用地堀之内 一六一Bほか七筆	同	日
橋本 栄嗣	郡山市喜久田町堀之 内字橋本池西一〇	郡山市一時利用地堀之内 二八一B	同	日
佐藤 幸次	郡山市喜久田町前田 沢字西原七四	郡山市一時利用地前田沢 三二一二ほか二十八筆	同	日
鈴木 幸也	郡山市喜久田町前田 沢二丁目六六	郡山市一時利用地前田沢 八八一二	同	日
遠藤 正人	郡山市喜久田町早稲 原字町六二	郡山市一時利用地前田沢 八〇一ほか一筆	同	日
佐久間 俊一	郡山市喜久田町前田 沢字上原一七	郡山市一時利用地前田沢 七七一ほか十四筆	同	日
今田 悟	いわき市大久町大久 字中ノ内七	いわき市一時利用地大久 一三九一Bほか三筆	同	日

柳井 久雄	いわき市大久町大久 字唐貝内一六一二	いわき市一時利用地大久 二〇〇一Aほか八筆	同	日
新妻 貞夫	いわき市大久町大久 字原九九	いわき市一時利用地大久 一九一Aほか三筆	同	日
猪狩 利昭	いわき市大久町大久 字上谷地四	いわき市一時利用地大久 二六一Cほか十筆	同	日
會田 貞義	いわき市四倉町中島 字中島一〇一一	いわき市一時利用地反町 二九一三Aほか三筆	同	日
吉田 仁	いわき市四倉町白岩 字宮ノ前三七	いわき市一時利用地四反 田二八一ほか四筆	同	日
猪狩 正明	いわき市四倉町白岩 字宮ノ前三三	いわき市一時利用地四反 田二九一二Dアほか一筆	同	日
草野 義博	いわき市四倉町中島 字中島六四	いわき市一時利用地四反 田二七ほか四筆	同	日
和田 正人	いわき市四倉町長友 字済戸七三	いわき市好間町愛谷字江 向七〇ほか一筆	同	日
鈴木 剛	いわき市四倉町下仁 井田字樋向三九	いわき市一時利用地下仁 井田二三一Dほか五十六 筆	同	日
鈴木 彦三	いわき市四倉町下仁 井田字道庭一四四	いわき市一時利用地下仁 井田一八一Bほか三十五 筆	同	日
鈴木 春雄	いわき市四倉町下仁 井田字樋向二八	いわき市一時利用地下仁 井田二六一Bほか二十三 筆	同	日
新妻 辰良	いわき市四倉町細谷 字御殿七一	いわき市四倉町細谷字胎 月前八一ほか九筆	同	日

上野 敬幸	南相馬市原町区菅浜 字北才ノ上八二	南相馬市一時利用地原町 東一八七	同	日
佐々木 宏	南相馬市原町区益田 字仲山一七	南相馬市一時利用地原町 東一七五―一ほか十三筆	同	日
林 一重	南相馬市原町区菅浜 字原ノ山一〇二―八	南相馬市一時利用地原町 東一四七ほか一筆	同	日
堀川 祐一	南相馬市原町区菅浜 字北才ノ上二二	南相馬市一時利用地原町 東三二二ほか二筆	同	日
遠藤 美恵	南相馬市原町区金沢 字水神崎一〇二	南相馬市一時利用地金沢 北泉八〇―二ほか十筆	同	日
ごらくファーム 株式会社	南相馬市原町区金沢 字西山五六	南相馬市一時利用地金沢 北泉四二ほか三十一筆	同	日
遠藤 一郎	南相馬市原町区馬場 字滝原一―一―二	南相馬市原町区馬場字後 谷地七二―bほか三十六筆	同	日
岡田 虎治	南相馬市原町区馬場 字川原田二二〇	南相馬市原町区馬場字後 谷地五八ほか二十八筆	同	日
志賀 恒夫	南相馬市原町区馬場 字地切五〇	南相馬市原町区馬場字荒 井二―一ほか五十五筆	同	日
瀧澤 昇司	南相馬市原町区馬場 字薬師前二四	南相馬市原町区馬場字後 谷地五六―二ほか十筆	同	日
羽根田 薫	南相馬市原町区馬場 字薬師前二〇	南相馬市原町区馬場字西 迎一―七ほか三十三筆	同	日
農事組合法人 泉ファーム	南相馬市原町区泉字 山辺二二九	南相馬市原町区泉字前向 一〇六九ほか八十八筆	同	日
武田 幸俊	南相馬市鹿島区山下 字狸内一六五	南相馬市鹿島区浮田字浮 田一九ほか百七筆	同	日

有限会社 穂友	伊達市靈山町下小国 字清水二四	伊達市靈山町下小国 字柿ノ内六〇	同	日
菅野 金一	伊達市靈山町上小国 字柿ノ内六〇	伊達市靈山町上小国 字柿ノ内二―一ほか三筆	同	日
篠野 良平	伊達市保原町字村岡 五三	伊達市保原町字舟橋二六 五―一ほか六筆	同	日
山内 征久	南会津郡只見町大字 梁取字沖一四四―一	南会津郡只見町大字 字沖三一―一	同	日
伏見 正寛	南会津郡只見町大字 梁取字沖八四四―三	南会津郡只見町大字 字沖一三一―一	同	日
星 浩幸	南会津郡南会津町藤 生字上小塩平六七― 二	南会津郡南会津町藤生字 上小塩平四―一ほか九筆	同	日
星 明則	南会津郡南会津町藤 生字家ノ裏二〇四― 一	南会津郡南会津町川島字 向川原六一―一	同	日
渡部 貞吉	南会津郡南会津町藤 生字下川原二〇六一― 一	南会津郡南会津町藤生字 上小塩平四六ほか一筆	同	日
室井 和之	南会津郡南会津町川 島字川島平一八〇三― 一	南会津郡南会津町川島字 川島前一四三―一	同	日
室井 一男	南会津郡南会津町福 米沢字風下二二二― 一	南会津郡南会津町金井沢 字石田三七ほか三筆	同	日
安部 嘉之	耶麻郡猪苗代町大字 山潟字山潟二四六二	耶麻郡猪苗代町大字山潟 字山潟北二二ほか四筆	同	日

五十嵐 巖	耶麻郡猪苗代町大字 八幡字白谷地 道三四 七七	耶麻郡猪苗代町大字八幡 字白津西二二ほか二筆	同	日
武田 哲也	耶麻郡猪苗代町大字 三郷字下太子堂三三 四一三	耶麻郡猪苗代町大字若宮 字酸川野五〇一ほか六 筆	同	日
土屋 勇雄	耶麻郡猪苗代町大字 壺楊字壺下二五	耶麻郡猪苗代町大字中小 松字小平湧一一ほか四 筆	同	日
農事組合法人 結乃村農楽 団	耶麻郡猪苗代町字見 柵五二六九	耶麻郡猪苗代町字新村北 四九八ほか五十四筆	同	日
渡部 誠	耶麻郡猪苗代町字町 尻三三八	耶麻郡猪苗代町大字八幡 字内野西一五	同	日
農業法人会津 ガリック 株式会社	河沼郡柳津町大字細 八字下平乙三〇二一 二	河沼郡柳津町大字郷戸字 新村前二九ほか二筆	同	日
有会社 グ リンサービ ス	大沼郡会津美里町鶴 野辺字家ノ前甲六〇 二	大沼郡会津美里町米田字 根岸二三四一ほか十一 筆	同	日
若林 輝男	大沼郡会津美里町赤 留字南中二四五二	大沼郡会津美里町吉田字 小山三七ほか二筆	同	日
有会社 ご んべい	大沼郡会津美里町福 重岡字倉崎乙九五九	大沼郡会津美里町氷玉字 新山一七五一ほか八筆	同	日
佐藤 邦雄	大沼郡会津美里町藤 家館字領家三一	大沼郡会津美里町勝原字 西勝六八七ほか十二筆	同	日
本名 敏美	大沼郡会津美里町字 宮ノ腰四〇〇二一三	大沼郡会津美里町字竹ノ 花二六	同	日

赤坂 敏	石川郡浅川町大字染 字中内三	石川郡浅川町大字染字染 一一一	同	日
有会社 恵 みのファーム	相馬郡新地町谷地小 屋字館前二 六三	相馬郡新地町谷地小屋字 菅ノ沢一 五五五ほか三 筆	同	日
加藤 春男	相馬郡新地町谷地小 屋字館前二 六三	相馬郡新地町谷地小屋字 馬場七八一―一 a	同	日
片平 和正	相馬郡新地町谷地小 屋字館前二 二四	相馬郡新地町谷地小屋字 馬場七八一―一 b	同	日
株式会社 グ ラン・ファ ーム	相馬郡新地町駒ヶ嶺 字向田三二一	相馬郡新地町杉目字川北 二二一―ほか三十一筆	同	日
林 功	相馬郡新地町大字真 弓字小屋前五五―二	相馬郡新地町大字真弓字 真弓五〇ほか一筆	同	日

(農業担い手課)

福島県告示第五百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保
安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十九年八月一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
安達郡大玉村玉井字竜ヶ作一
- 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、大玉村森林整備計画で定める標準
伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び大玉村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

〔森林保全課〕

福島県告示第五百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年八月一日

福島県知事 内堀雅雄

一 解除に係る保安林の所在場所

西白河郡西郷村大字鶴生字由井ヶ原二七三の五（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西郷村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

〔森林保全課〕

福島県告示第五百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年八月一日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市小川町閑場字馬船沢四の一から四の四まで、四の六から四の一七まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐に係る伐採種は、定めない。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

福島県告示第五百四十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定により、次のとおり収用又は使用の手続を開始をする旨起業者国土交通大臣から申立てがあった。

平成二十九年八月一日

福島県知事 内堀雅雄

一 事業の種類

一般国道百十五号改築工事（相馬福島道路・福島県伊達市霊山町下小国字力持地内から同県伊達郡桑折町大字松原字中島地内まで）並びにこれに伴う市道、町道及び普通河川付替工事

二 収用の手続を開始する起業地

伊達市保原町上保原字拾翠崖、字内山入、字内山、字採芝崖、字上当築、字田向、字仏供田、字京口、字法千在家及び字中室内並びに下川原及び岡沼地内

三 使用の手続を開始する起業地

伊達市保原町上保原字内山入、字内山、字採芝崖、字上当築、字田向、字京口及び字法千在家並びに下川原及び岡沼地内

四 収用又は使用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

伊達市建設部高速道路推進課

〔土木総務課用地室〕

福島県告示第五百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十九年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月一日

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第五百四十二号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十九年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道一一五号	相馬市大字山上字山岸九九番一地 先から 同 市大字山上字山岸二五番七地 先まで	平成二十九年八月一日

〔道路計画課〕

公 告

公告第百六十九号

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、第四十六回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。
平成二十九年八月一日

福島県知事 内堀雅雄

一 試験日時

平成二十九年十月十三日（金）午前十時から正午まで

二 試験の場所

郡山商工会議所六階大ホール（郡山市清水台一丁目三番八号）

三 受験願書の提出期間

平成二十九年八月二日（水）から同年九月八日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日付けまでの通信日付印のあるものを有効とする。

四 受験願書の提出先

最寄りの福島県地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課とする。

五 受験手数料

八千円とし、相当額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納入すること（消印はしないこと）。

六 その他

試験の詳細については、福島県商工労働部産業振興総室企業立地課又は各福島県地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課に問い合わせること。

（企業立地課）

公告第百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定により、小谷地区に係る県営農業農村基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））の工事は、平成二十九年六月二十七日完了したので公告する。
平成二十九年八月一日

福島県知事 内堀雅雄
（農村計画課）

福島県人事委員会

福島県人事委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年八月一日

福島県人事委員会

委員長 今野順夫

福島県人事委員会規則第十九号

福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成七年福島県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（その二）中

心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態・病歴 <input type="checkbox"/> 性格	<input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> その他（
家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> その他（	<input type="checkbox"/> 婚姻歴 ）

身体状況・能力	
家庭の状況	
家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 婚姻歴

家庭の状況	
思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想・信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報（収集する理由）

要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 心身の機能障害 <input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続（収集する理由）
---------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

会的身分 罪被害の事実	
----------------	--

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県人事委員会が取り扱う個人情報
の保護に関する規則様式第一号（その二）による用紙は、当分の間、使用することができる。

（総務審査課）